

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

平成29年4月12日

滋賀県公安委員会

委員長 小林 徹

1 受講対象者

滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第7条第1項の散弾銃射撃講習又は第8条第1項のライフル銃等射撃講習（以下これらを「技能講習」という。）を受けようとするもの

2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法及び受講定員

別表のとおり

3 技能講習科目及び時間

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装填及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

散弾銃射撃講習は、飛しようする標的に対する射撃
ライフル銃等射撃講習は、固定標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間

おおむね3時間

4 技能講習修了証明書の交付

規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。

5 受講の申込み

受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書1通を提出すること。

6 手数料

受講申込みをするときに、12,300円の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

7 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻及び早退は、認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃及び適合実包（散弾銃は通称7.5号以下の散弾25個、ライフル銃等は10個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は25回以上、ライフル銃等は10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包又は猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。